

建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件  
(昭和47年建設省告示第351号)の一部を改正する告示について

平成19年3月  
総合政策局建設業課

## 1. 改正の背景

建設業法(昭和24年法律第100号)は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けている。同法第7条には許可の基準が書かれているが、建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。以下「本告示」という。)はそのうち、同条第1号に規定されている経營業務の管理責任者の設置に係るものである。具体的には、法人の役員に関して、「許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者」と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者について定めている。

本告示については、平成17年12月21日に規制改革・民間開放推進会議より提出された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において、経營業務の管理責任者の資格要件である経験について、執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法第7条第1号イの「経營業務の管理責任者としての経験」とみなし、その年数を5年とすることにつき、平成18年度中に検討し結論を得ることとされている。

## 2. 改正の内容

建設業法第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、新たに、告示第2号に次の経験を有する者を加えるとともに、必要な規定の整理を行うものである。

- 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務の執行に関して取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、取締役会の決議を経て選任された執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験を有する者

## 3. 今後のスケジュール

公布：平成19年3月30日

施行：公 布 の 日